

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜複利型＞（相続特別定期貯金「ゆずり葉」）

（2022年4月1日現在）

商品名	相続特別定期貯金「ゆずり葉」
販売期間	2022年4月1日～2023年3月31日
ご利用いただける方	以下の条件を満たす方 ・個人 ・金融機関（当J A以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後1年以内に、その相続により取得した資金を原資とします。
預入期間	・定型方式 3年、5年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）のみ
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・100万円以上、相続により取得した金額の範囲内 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当J A所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。なお、一部支払後の最低預入残高として100万円の設定がございます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・下記の金利を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ①預入期間3年 預入時店頭表示金利+0.10% ②預入期間5年 預入時店頭表示金利+0.10% ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は窓口でお問い合わせください。
必要書類等	他金融機関で相続手続きをされた方は以下の書類が必要となります。 ①本人確認書類（運転免許証、健康保険証等） ②お届け印 ③お預入れいただく方が相続人であることが確認できる書類 （例）・戸籍謄本の写し ・遺言書の写し ・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続依頼書の写し など ④金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 （例）・被相続人名義の解約済み通帳や計算書の写し ・金融機関に提出した相続依頼書の写し など ⑤お預入れ資金が相続により取得した資金であることが確認できる書類 （例）・被相続人名義の解約済み通帳や計算書とその解約金を入金した口座の通帳の写し ・遺言書（金融機関名と金額の記載）の写し ・遺産分割協議書（金融機関名と金額の記載）の写し ・金融機関に提出した相続依頼書の写し など
手数料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできません。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.75%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 約定した預入期間が3年以上4年未満の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上4年未満 約定利率×90% (2) 約定した預入期間が5年の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年6か月未満 約定利率×10% ③ 1年6か月以上3年未満 約定利率×20% ④ 3年以上4年未満 約定利率×40%

	⑤ 4年以上5年未満 約定利率×60%
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:0595-24-5111代)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会紛争解決センター (電話:052-203-1777) 民間総合調停センター(大阪府)※</p> <p>※JAバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記JAバンク相談所にお申し出ください。</p>
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・店頭窓口のみのお取扱いとなります。 ・ATMでのお預入れは対象外となります。 ・本商品は当JA本支店のうちいずれか1店舗のみの契約となります。 ・相続完了後1年以内で、相続により取得した金額の範囲内であれば、何回(何口)でもご契約できます。 ・本商品の満期金や中途解約金で再度お預入れいただくことはできません。 ・相続人名義の既契約定期貯金を合算して契約できません。 ・本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取扱中止」をすることがあります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAいがふるさと